

承継届（理容所・美容所・クリーニング所）について

承継届は、開設者の地位を承継（新たな開設届や使用前検査は不要）する場合の手続きです。ただし、構造設備の変更を伴う場合は、その程度により、新たな開設届が必要となることがあります。また、被相続人が管理者・従事者等である場合は、別途管理者・従事者の変更届の提出が必要です。

● 事業譲渡により、営業者の地位を承継する場合

令和5年12月13日以降に事業譲渡の事実があったものが対象です。届出者は譲受人です。

衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。譲受人は、譲渡人による検査確認申請時または変更の届出を行った際に提出した図面その他の書類の控えを譲り受け適切に管理してください。事業譲渡の手續に基づき営業を承継した場合は、営業を承継した者の業務の状況について調査があります。

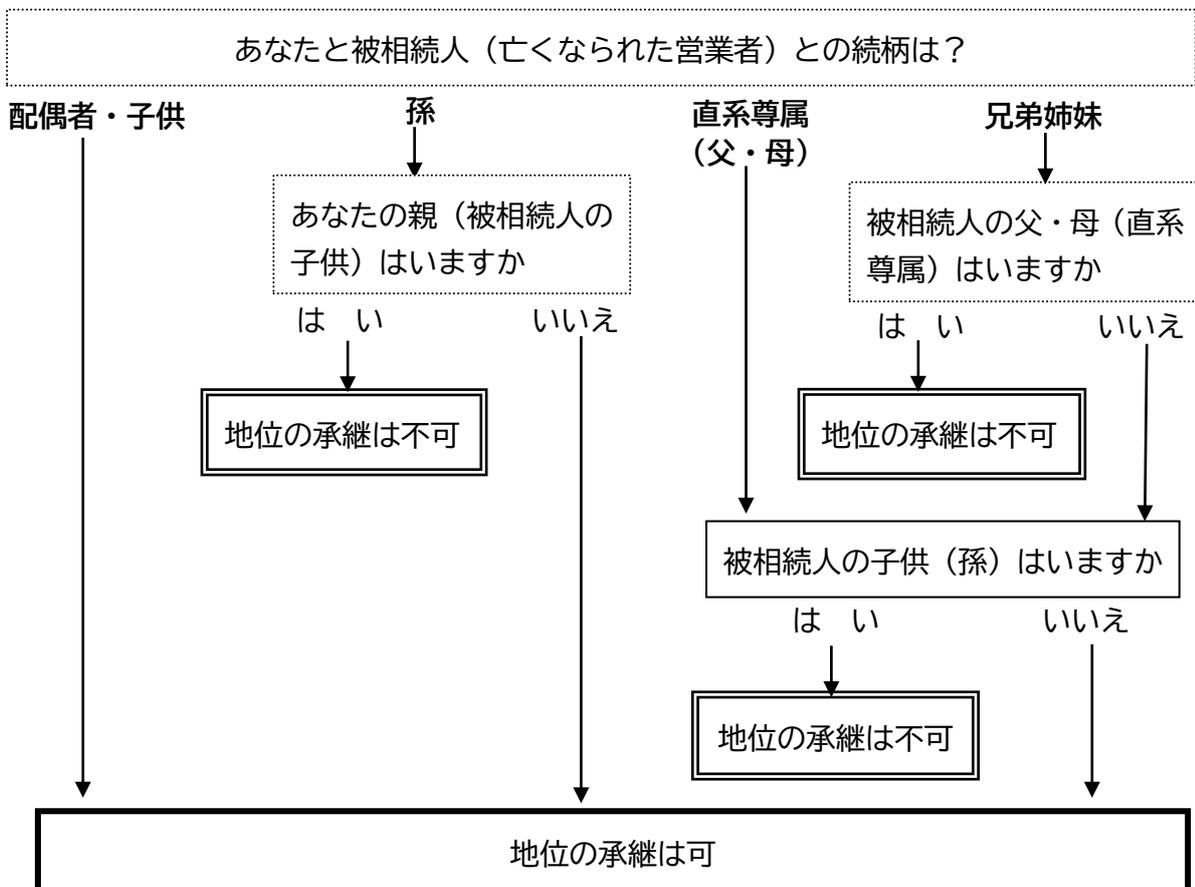
● 法人の合併又は分割により、営業者の地位を承継する場合

合併については、平成8年12月26日以降にその事実があったもの、分割の場合は、平成13年4月1日以降にその事実があったものが対象です。法人の合併・分割登記後に提出してください。届出者は、開設者の地位を承継した法人です。

● 開設者個人が死亡し、相続人がその地位を承継する場合

平成8年12月26日以降にその事実があったものが対象です。届出者は相続人のうち開設者の地位を承継する人です。届出者が開設者の地位を承継できる立場にあるか確認してください。

※開設者の地位を承継できる立場にあるかの確認について



※「地位の承継は可」の方がいない場合、又は配偶者だけの場合は、被相続人の曾孫（ひまご）又は甥姪（おい、めい）に資格が生じることがありますのでご注意ください。

届出に必要な書類

- 承継届
- 検査確認証（紛失の場合は申立書）
- クリーニング業の場合であって、届出者が他にクリーニング所又は無店舗取次店を営んでいるときは次の事項を記載した一覧
 - ・名称
 - ・所在地（無店舗取次の場合は、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号）
 - ・従事者数
 - ・従事者にクリーニング師がある場合はその氏名

上記に加え、承継の事由により、別途必要な書類があります。

● 事業譲渡による場合

- 事業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書や覚書等）

次の事項が記載されている必要があります。

- ・譲渡人氏名、住所（法人にあっては名称、代表者名、主たる事務所の所在地）
- ・譲受人氏名、住所（法人にあっては名称、代表者名、主たる事務所の所在地）
- ・施設の名称、所在地
- ・当該届出に係る事業を譲渡した旨
- ・譲渡の事実があった日

- 届出者が法人の場合は、法人の登記事項証明書

- 理・美容所の場合であって、外国人が届出者となる場合は、住民票（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）の写し

● 法人の合併又は分割による場合

- 開設者の地位を承継した法人の登記事項証明書

● 開設者個人からの相続による場合

- 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図(法務局発行)の写し

戸籍謄本を添付する場合は、開設者（被相続人）と相続人にあたるすべての人の関係が確認できる書面が必要です。このため、除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。

- 例 ①亡くなられた営業者の出生から死亡までの戸籍謄本
- ②相続人全員の戸籍謄本（①に記載されているものについては省略可能）

- 相続人全員の同意書（遺産分割協議とは関係ありません。相続人にあたる人が2人以上ある場合は、届出者が開設者の地位を継承することについて、相続人全員の同意書が必要です。）

- 例1 配偶者が承継する場合
 - ①子（死亡した子の子を含む）全員
 - ②（①がない場合）直系尊属（父・母）
 - ③（①②がない場合）兄弟姉妹（死亡した兄弟姉妹の子を含む）全員
- 例2 子が承継する場合
 - 配偶者と他の子（死亡した子の子を含む）全員